

平成 23 年 4 月 1 日

令和 4 年 2 月 16 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市放課後児童健全育成事業費補助金
補助金の交付目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の需要を満たし、及びその利用を促進するため補助金を交付する。
補助金の交付対象者	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年条例第 63 号）に適合する社会福祉法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙（以下、「要綱別紙」という。）の第 4 欄に掲げる経費とする。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、要綱別紙「第 1 欄」放課後児童健全育成事業の「第 2 欄」の各区分ごとに、「第 3 欄」に定める基準額（第 3 欄「1 放課後児童健全育成事業」に定める基準額に、別紙「児童 1 人につき登録料及び保育料の減額又は免除する場合の補填」に定める減免額を合計）と、要綱別紙「第 4 欄」に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
補助金交付事業の開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
補助金交付事業の終了時期	放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の交付措置が終了するに至ったとき

様式	大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） 添付書類 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（様式第 3 号） 添付書類 ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書（様式第 4 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付請求書（様式第 5 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金事前交付請求書（様式第 6 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請書（様式第 7 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認決定通知書（様式第 8 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 9 号）
担当部署	大津市こども未来部児童クラブ課

別紙

児童 1 人につき登録料及び保育料の減額又は免除する場合の補填

減額・免除の内容	補助金額
① 保護者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者への登録料及び保育料の減額又は免除	登録料 10,000 円 保育料(月額) ①通年入所 10,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料減免額 ただし、補助事業者の保育料等が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料等の額を補助金額とする。
② ①に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者への減額 ※ ひとり親家庭等とは、母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による認定(母子認定・父子認定)を受けた者	保育料(月額) ①通年入所 2,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 1/5 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額を補助金額とする。
③ 児童が兄弟姉妹で 2 人以上クラブに通所登録している者への減額	最年少児童以外の兄姉の保育料(月額) ①通年入所 2,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 1/5 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額を補助金額とする。
④ 児童が負傷、疾病又はいわゆる不登校により全月(長期休業期間保育等の場合は当該期間)にわたって欠席した者への減額又は免除	当該月分(長期休業期間の場合は当該期間)の保育料 ①通年入所 10,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料減免額 ただし、補助事業者の保育料等が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料等の額を補助金額とする。

様式第 1 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補助事業の目的及び内容	放課後児童健全育成事業に関わる 児童クラブ児童の受入れのため
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日	着 手 年 月 日
及 び 完 了 予 定 年 月 日	完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書

(表)

様式第 2 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補助事業の目的及び内容	交付申請書に記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	裏面のとおり

交付条件

1. 大津市補助金等交付規則及び大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準の規定を遵守すること。
2. 事業が完了したときは、大津市放課後児童健全育成事業費補助事業実績報告書を提出すること。
3. 交付対象事業に要する経費については、要綱別紙における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
4. 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
5. 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
6. 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
7. 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
8. 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
9. 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
10. 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
11. この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

様式第 3 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	着 手 年 月 日
及 び 完 了 年 月 日	完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書

大津市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	

様式第 6 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金事前交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあつ大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市放課後児童健全育成事業費補助
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 融 機 関	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

様式第 7 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請書

年 月 日

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(4) 事業計画書 (5) 収支予算書 (6) 見積書等

様式第 8 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補 助 事 業 の 変 更 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	